

名古屋市告示第205号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 8年 4月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
RYO JIMB O DENTAL 名古屋駅前歯科・ 矯正歯科	名古屋市中村区名駅四丁目26番 9号	令和 8年 1月 9日
RYO JIMB O DENTAL 新瑞橋歯科・矯正 歯科	名古屋市南区菊住一丁目 4番10号	令和 8年 1月 9日

2 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 345名古屋北	名古屋市北区新堀町25番地の 3	令和 8年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課